

質問書

政治倫理条例検討委員会において、政治資金規正法違反の虚偽記載の件に関する真相解明が必要とされているところであり、つきましては、以下の質問にご回答ください。

なお、回答の有無及び回答内容は、同委員会の審議に供されることを、あらかじめご承知おきください。

回答議員名 ほっち 易隆

質問① 貴党（貴会派）の令和元年及び令和4年の政治資金パーティーにおいて、販売ノルマ（50枚とのこと）を超えて売ったパーティー券代金は、個人的に自由に使用してよい金員という認識であったか、政治的な用途に限定すべき資金という認識だったか。それをどのように管理していたか。個人において管理していたか、それとも、政治団体（後援会など）の口座や議員秘書等において管理していたか。

回答①：政治的な用途に限定すべき資金という認識

令和元年；現金で事務所に保管

令和四年；超過なし

質問②（上記①の回答が、政治資金として管理していた場合）政治資金として認識し管理しながら、敢えて政治資金収支報告書に載せなくてよいと思ったのはなぜか。それによって、政治資金の収支が合わなくなるはずだが、その分の収支の帳尻はどのように合わせていたのか（支出についても同額分を非計上にしたのか）。

回答②：誰から言われたかわからないが、記載しなくても良いと言われて

その様にした。

別口で保管していて使っていない。

質問③ 販売ノルマを超えて売ったパーティー券代金の取り扱いについて、会派の役職者又は事務局から、どのような説明を受けていたか。誰から、どのような説明を受けたのか、具体的に回答ください。

回答③：令和元年は浪人中の為、販売ノルマなし。

当初、パーティー券 10 枚の配布を受け、

販売した代金は各自政治資金に。

追加のパーティー券販売については、都議会自民党と折半。

誰から説明を受けたかは覚えていない。

2019年12月23日及び2022年5月10日に開催された

都議会自民党の政治資金パーティーに関する

収支報告書に関する不記載について

回答議員名 ほっち 易隆

調査票及び回答書	
1. パーティー券収入について、政治団体・都議会自民党への納入が不要とされた金額	
2019年12月23日のパーティー 37万円円	2022年5月10日のパーティー 0円
2. 「1」の金額について、令和7年1月23日実施の都議会自民党の記者会見で表明があった処の、その後の各人の是正措置の内容（収支報告書の修正等）	
2019年の件	収支報告書の訂正 都議会自民党へ還付金の返金
2022年の件	
3. 「1」の保管方法。口座の場合は通帳名称	
2019年の件	現金で管理
2022年の件	

4. 「1」のうちのパーティー券購入者への返金の有無（○で囲みください）	
有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	返金した場合の金額の合計 円
5. 「1」のうち、個人収入として取り扱った金額があれば追加で支払った所得税額	
有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	追加で支払った所得税額 of 金額の合計 円
6. 「1」の取扱内容を初めて認識した際は、いつ、誰から、どのような方法（文書、メール、口頭など）で知らされましたか？	
覚えていません	
7. 「1」の取り扱いは政治資金規正法に抵触するものであることを認識されてい ましたか？認識されていた場合は、その疑念を誰かに提示されまし たか？	
有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	疑念の内容、相手方、方法
8. 「1」の取り扱いが都議会自民党の慣例として行われていたと認識されて いる場合、その慣例はいつ頃から実施され、どのように定着したと考 えていますか？	
全くわかりません	

9. 「1」の金額のうち、政治資金収入として取り扱い、すでに政治団体の支出に充てた金額があれば、その合計額をお示してください。また、それが個人的な収入ではないとの立証は可能ですか？その立証に要する資料を委員会に提示するご意思はありますか？

政党支部に帰属する資金であるため、個人的な収入とはならない。

10. 「1」の取扱に加担したことについて、反省を含め、今どのように考えていますか？

私自身の認識不足であり猛省しており、政治資金規正法を遵守していくべきと考えます。

11. 政治団体・都議会自民党は解散、同団体の政治資金パーティーは開催しないとのことですが、今後も政治活動資金の調達機会は存続すると思われ、政治資金規正法の順守が必要です。ルールの徹底に向け、会派・個人として、どう対策を講じますか？

会派でも個人としても、会計処理の精度と透明性の向上を図るべく、政治資金規正法を遵守していきます。

12. これまでの都議会自民党内での、政治資金規正法に関する研修や内容周知の機会は十分でありましたか？不足していたとお感じの場合はその理由をお書き下さい。

不足していた。

各議員個人に任せていた為、取扱いについて認識を深めるべきだった。

13. 現在、政治倫理審査会の開催に必要な条例に制定に向け検討を行っています。今回の不記載事案の発生を踏まえ、どのような条例であるべきとお考えですか？

有識者など第三者の視点を入れ、参考人等からの意見聴取については、参考人の人権が守られる条例であるべきと考えます。

当事者議員に対する書面での質問

回答議員名 ほっち 易隆

- Q1 2019年飛躍のつどいに向けて、100枚のパーティー券と領収書(白紙、額面20,000円)を白い手提げに入れて配布されましたか。
- A1 浪人中の為、わかりません。
- Q2 配布されたパーティー券100枚の内、都議会自民党に納入するノルマは50枚分(100万円)とされていましたが。
- A2 2019年は浪人中の為、販売ノルマなし。  
当初、パーティー券10枚の配布を受け、  
販売した代金は各自政治資金に。  
追加のパーティー券販売については、都議会自民党と折半。
- Q3 2019年・2022年の政治資金パーティーで、あなたが売ったパーティー券の枚数は何枚ですか。
- A3 2019年；27枚 2022年；50枚
- Q4 売ったパーティー券は、個人・企業・団体にそれぞれ何枚売ったのですか。
- A4 2019年；企業22枚 個人5枚 2022年；企業45枚 個人5枚
- Q5 ノルマ超過分の取り扱いについて、あなたは誰からどのように説明されましたか。
- A5 令和元年は浪人中の為、販売ノルマなし。  
当初、パーティー券10枚の配布を受け、販売した代金は各自政治資金に。  
追加のパーティー券販売については、都議会自民党と折半。  
誰から説明を受けたかは覚えていない。
- Q6 パーティー券の追加分についてです。追加チケットの売り上げの半分は、都議会自民党に納入することになっていましたか。
- A6 2019年はなっていました。

Q7 ノルマ超過分のお金の管理者・管理方法・保管場所についてそれぞれ具体的に説明してください。

A7 個人で現金を事務所で保管

Q8 ノルマ超過分のお金を使いましたか。

A8 使用せずに保管

Q9 ノルマ超過分のお金を使った方に伺います。何に使ったのか具体的に明記してください。

A9

Q10 政治資金収支報告書はどのように訂正したのですか。

A10 ・令和2年11月17日東京都公報に公表された令和元年分の収支報告書の要旨について訂正願いを提出。

・令和3年11月17日東京都公報に公表された令和2年分の収支報告書の要旨について訂正願いを提出。

・令和4～6年の収支報告書を訂正。

Q11 2019年・2022年の政治資金パーティーに関する政治資金収支報告書への不記載は、1月23日の記者会見で明らかにしたもので全てですか。

A11 はい

Q12 都議会自民党の政治資金パーティーは2012年・2013年・2016年・2017年にも行われています。これらについて不記載の有無を明らかにしてください。

A12 不記載はないと記憶しています。

Q13 2018年以前に都議会自民党が開催した政治資金パーティーで、あなたはパーティー券を売ったことがありますか。

A13 あります。

Q14 売ったことがある方に伺います。売ったことがある年を全てお答えください。  
また、それらの年のパーティー券の売り上げについて、政治資金収支報告書への  
不記載はありませんか。

A14 年については詳細の資料がなくわかりません。

不記載はありません。

都議会自民党が主催した政治資金パーティーにおける  
政治資金収支報告書不記載問題(裏金問題)についての質問書

1月23日の記者会見で、小松大祐幹事長は、都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分の収支報告書(2019年、2022年)への不記載(裏金)があったと述べました。

裏金づくりの全容を解明し、再発防止を図り、失墜した都議会ひいては政治への信頼回復に向けた取組みである本調査に対し、真摯にご回答頂き、裏金が必要となる政治風土の刷新による再発防止、都民の政治不信の払拭に向けて、ご協力頂きますようお願い致します。

回答議員名 ほっち 易隆

問① ご自身がパーティー券販売に携わった他の政治資金パーティーでは、不記載・未報告・裏金はありませんか？

回答 ありません。

問② ①で不記載・未報告・裏金はないとされた場合、なぜ都議会自民党のパーティーでは可能であったのか、他のパーティーではできなかったのか、通し番号で管理しているなどの違いがありますか？

回答 慣行の有無の違い

問③ パーティー券の販売記録は保管されていますか？

回答 ありません。

問④ 不記載とした裏金化パーティー券の代金は、購入者からご自身や事務所関係者等が現金または振り込み等で受け取ったのですか？都議会自民党の口座に振り込まれたものを、都議会自民党から現金または振り込み等でご自身等が受け取ったのですか？販売代金の受け渡し方法について教えてください。

回答 自身や事務所関係者等が現金または振込で受取り。

問⑤ 裏金化を防ぐため、売上金の受け渡し方法やパーティー券の管理方法について、どのようにすれば中抜き・裏金化ができなくなると思われませんか？

回答 パーティー券の代金は全て振込にして口座管理するなど、会計処理の精度と透明性の向上を図る。

問⑥ 政治資金規正法に定める政治資金以外に、長年の慣行で「政治活動資金」をストックされてきたとのこと。都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金について、その性質をどのように認識していましたか？

回答 性質は政治資金として使用するものと認識している。

問⑦ 都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金について、収支報告書に記載していない、裏金であることを認識していましたか？

回答 認識していません。

問⑧ 都議会自民党の内部調査によれば、2019年、2022年よりも前からの慣行であったとのことですが、その間ずっと政治資金収支報告書には、収入・支出を記載してこなかったのですか？

回答 不記載はありません。

問⑨ 都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金・裏金について、都議会自民党の幹事長名で、内部調査の結果「政治活動資金としてストックする慣行があったことが判明した」とのコメントを公表されています。

「政治活動資金」という用語は、法律上存在しません。政治資金収支報告に記載しない「政治活動」での使い途とは、どのようなものがあるのか教えてください。

回答 使用していません。

問⑩ ストックしていただけて使っていないのであれば、これまでのストック額は、1 / 23 の記者会見で発表された裏金の金額を大きく上回ることも考えられます。ストック額の全額はいくらになりますか？

回答 公表した通り。

問⑪ 誰が、どこで、どのように「政治活動資金をストック」していたのですか？

回答 自分が事務所で現金で保管。

問⑫ ストックしていた「政治活動資金」の帳簿等はないのですか？

回答 ありません。

問⑬ ⑫で帳簿等がない、とされた場合、事務所で管理していた裏金の金額、すなわち政治資金収支報告書の収入の訂正額をどのように把握されたのですか？

回答 支出がないので帳簿は不要。

問⑭ 今回、訂正し、裏金を収入として記載した2019年の政治資金収支報告書の前年からの繰越金には、2018年までの「ストックしていた政治活動資金」は入っ

ていないということになるかと思いますが、一円残らず使い切った、残金ゼロということですか？

回答 2018年までのストックしていた政治活動資金はありません。

問⑮ 主なもので結構ですので、どのような使途があったか教えていただけますか？

回答 使用なし。

問⑯ 政治資金規正法にのっとして、政治資金収支報告書に記載していなかったお金である、都議会自民党パーティー券販売のノルマ超過分のお金は、ノルマ達成への報酬・報奨的な性格があり、所得である可能性がある、との指摘については、どのように考えますか？

回答 政党支部に帰属する資金であるので、個人所得には当たらないと考えます。

問⑰ ⑯について、所得ではなく政治資金であるとするならば、政治資金である根拠を示すことができますか？

回答 使用せず政党支部で保管していました。

問⑱ 都議会自民党のパーティー券販売の中抜き、売上げを報告しないという行為について、再発防止を図る有効な手段についてお考えをお聞かせください。

回答 パーティー券の代金は全て振込にして口座管理するなど、会計処理の精度と透明性の向上を図る。